

公益社団法人新潟県栄養士会
入会及び退会規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第8条の規定に基づき、この法人の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会基準及び手続き)

第2条 この法人の正会員、賛助会員及び特別会員として入会しようとする個人又は団体に対しては、別表に掲げる事項を主たる内容とし、理事会の議を経て定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の入会申し込みに対しては、別紙の基準により、理事会において入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

3 名誉会員については、理事会で予め本人の意向を確認の上、総会において推薦を決定し、本人に通知する。

(会員名簿に関する情報の取扱い)

第3条 入会者は、会員の種別ごとに、この法人の管理する会員名簿に登録する。

2 前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から、理事会が別に定める変更届の提出を求める。

3 会員名簿に登録された会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(入会金及び会費)

第4条 入会金及び会費の金額及び納期並びにこれらの免除に関する細則は、定款第9条により総会の議を経て別に定める会費規程による。

(退会事由及び手続き)

第5条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

2 定款第11条(除名)の定めにより、退会以外の事由により、会員の資格を喪失した場合は、退会と同じく会員名簿の登録を抹消する。

3 前各号により会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴として使用することができないものとする。

(再入会)

第6条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書と共に、改めて第2条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の再入会申込者に対しては、第2条に定める基準により、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

ただし、退会の際未納の入会金及び会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後5年間は、再入会を認めないこととする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て総会の決議をもって行う。

附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(別表) 入会申込書に記載する主要事項

1 正会員

- (1) 氏名、生年月日、性別、自宅住所、電話・Fax・メールアドレス
- (2) 勤務先名称、所属部署・役職名、住所、電話・Fax・メールアドレス
- (3) 最終学歴、主要経歴
- (4) 会費請求書及び資料等の送付先
- (5) 個人情報公開についての同意・不同意の確認
—機関誌等での公表とその範囲(氏名、勤務先)
—勤務先からの問合せがあった場合(氏名、会員種別、入会日)
- (6) 正会員の場合の年会費額

2 賛助会員

- (1) 団体(法人)名、所在地、代表電話、Fax・メールアドレス
- (2) 代表者氏名、役職
- (3) 事務連絡者(氏名、所属部署、役職名、電話・Fax・メールアドレス)
- (4) 会費請求者及び資料等の送付先
- (5) 賛助会員の場合の年会費額

3 特別会員

- (1) 氏名、生年月日、性別、国籍、自宅住所、電話・Fax・メールアドレス
- (2) 勤務先名称、所属部署・役職名、住所、電話・Fax・メールアドレス
- (3) 最終学歴、主要経歴
- (4) 会費請求書及び資料等の送付先
- (5) 個人情報公開についての同意・不同意の確認
—機関誌等での公表とその範囲(氏名、勤務先)
—勤務先からの問合せがあった場合(氏名、会員種別、入会日)
- (6) 特別会員の場合の年会費額